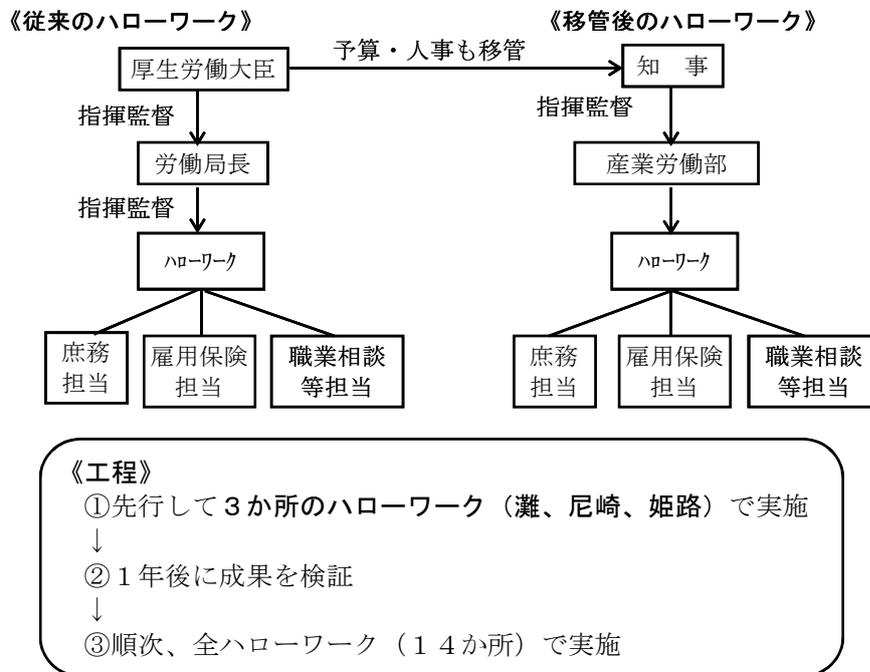


アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）《兵庫県その1》

1 提案内容

- ◎ 県内14か所のハローワークのうち、神戸、阪神、播磨各地域それぞれの中心的なハローワーク（計3か所：灘、尼崎、姫路）を県へ移管する。



2 移管を求める権限

- ハローワークのすべての権限（職業紹介、職業訓練の受講指示、雇用保険など）

3 移管に際しての前提条件

- 業務処理に必要な予算の措置
- 業務処理に必要な職員（ジョブサポーターなど非正規も含む）の措置
- 求人検索システムの全国ネットワークの維持
- 雇用保険財政の全国一律運営の維持

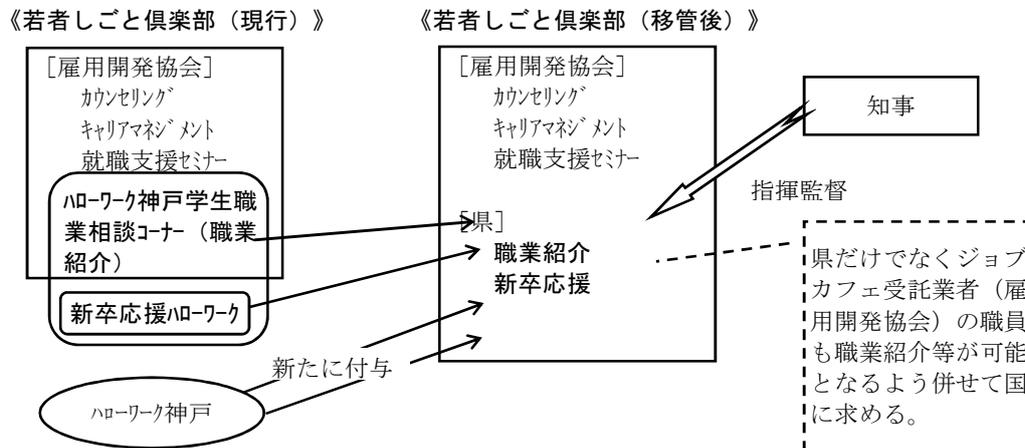
4 機能強化のための対応

- 県としてキャリアカウンセリングなど、きめ細かな就労支援策をさらに拡充して実施

アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）《兵庫県その2》

1 提案内容

- ◎ 若者しごと倶楽部（ジョブカフェ）に併設されているハローワーク学生職業相談コーナー及び若年者に関するその他のハローワーク機能を県へ移管し、若年者に関するワンストップ・サービスの機関とする。



2 移管を求める権限

- 若年者に対する職業紹介（ハローワーク神戸学生職業相談コーナー（神戸新卒ハローワークを含む）を県へ移管することで対応）

3 新たに付与を求める権限

- 職業訓練の受講指示や雇用保険の受給決定など若年者に関するすべての権限（通常のハローワークと同様の業務を実施できるように）

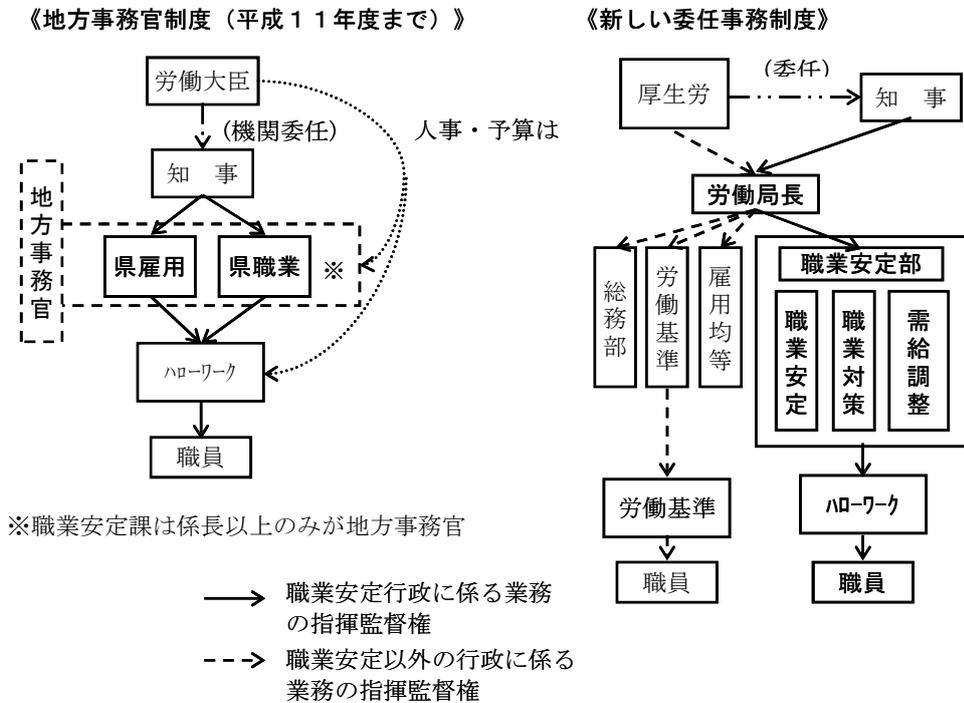
4 移管に際しての前提条件

- 業務処理に必要な予算の措置
- 業務処理に必要な職員（ジョブサポーターなど非正規も含む）の措置（正規職員については退職採用以外の方法を検討（派遣、併任、事務従事等））

アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）《兵庫県その3》

1 提案内容

- ◎ 知事が厚生労働大臣から、職業安定行政に係る業務の指揮監督権の委任を受けることで、知事の指揮監督権がハローワークを含む職業安定行政全般に及ぶようにする。



〔新しい委任事務制度〕

- ① 新しい委任事務制度は、知事が厚生労働大臣から、職業安定行政に係る業務の指揮監督権のみ委任を受けて執行するものであり、人事権や予算まで委任を受けるものではない。
- ② 厚生労働大臣は、知事に要請することでのみ、職業安定行政へ関与することとなり、文字通り

2 移管を求める権限

- ハローワークのすべての権限（職業紹介、職業訓練の受講指示、雇用保険など）

3 移管に際しての前提条件

- 業務処理に必要な予算の措置
- 業務処理に必要な職員（ジョブサポーターなど非正規も含む）の措置
- 求人検索システムの全国ネットワークの維持
- 雇用保険財政の全国一律運営の維持

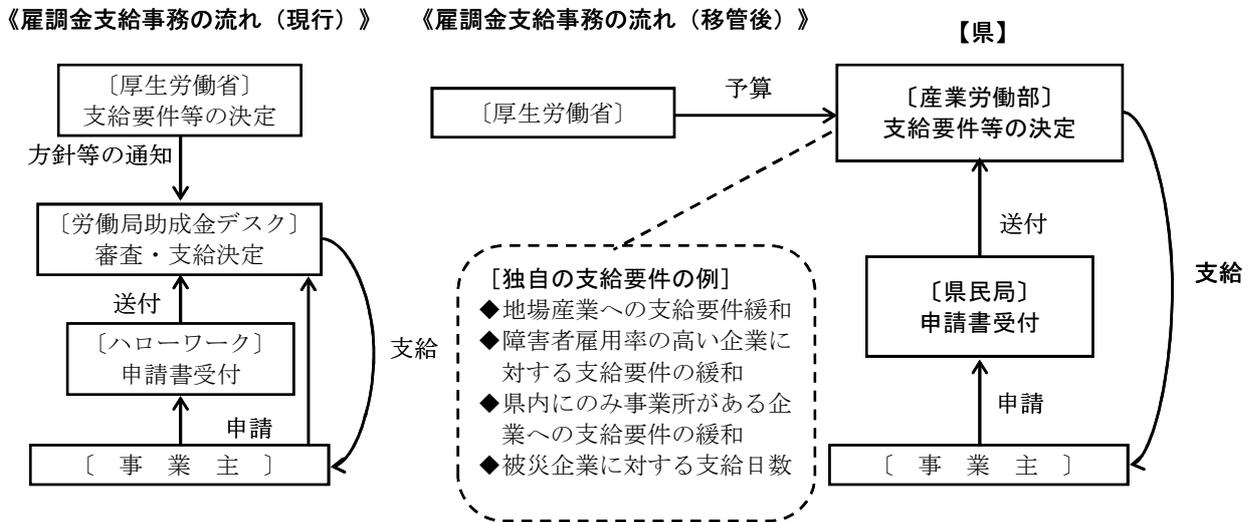
4 機能強化のための対応

- 県としてキャリアカウンセリングなど、きめ細かな就労支援策をさらに拡充して実施

アクション・プランを実現するための提案（公共職業安定所）《兵庫県その4》

1 提案内容

- ◎ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金（※）に関する権限を県へ移管する。 ※以下「雇調金」と表記



《雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の概要》 全国一律

区分	雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
支給対象事業主	売上高又は生産量の最近3か月の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べて5%以上減少していること。	同 左 前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可
支給額	休業手当又は賃金相当額の 2/3	休業手当又は賃金相当額の 4/5
支給限度日数	3年間で300日	同 左

注) 休業の際の支給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（H21.8.1現在 7,685円）が限度となる。

2 移管を求める権限

- 雇調金に関するすべての権限（審査に必要な雇用保険台帳等を閲覧する権限を含む）

3 移管に際しての前提条件

- 雇調金財源の全国単位での運営維持
- 雇調金支給に必要な予算の措置